

インターネットでの受験申込みが可能です。詳しくは、3ページの「受験申込方法」をご覧ください。



令和5年度(令和6年度採用)

白河市職員採用候補者試験実施要項

【資格免許職(学芸員)】

1. 試験職種、採用予定人員、受験資格

○令和6年度(令和6年4月1日以降)採用

試験職種	採用予定人員	受験資格
学芸員	1人程度	平成元年4月2日以降に生まれた方で、博物館法による学芸員の資格を有する方又は令和6年3月31日までに同資格を取得する見込みの方で次のいずれかの要件に該当する方 (1)大学において民俗学を専攻し卒業した方で、令和5年3月末日において学芸員としての職務経験(正職員の期間に限る。)を2年以上有する方 (2)大学及び大学院において民俗学を専攻し、大学院を修了した方又は令和6年3月末日までに修了する見込みの方 ※受験申込書の「学部・学科名」の欄に、民俗学を専攻していることを明記してください。

(注意事項)

- 今年度実施する試験について、複数の試験職種に申し込むことはできません。受験資格を確認のうえ、いずれか一つの試験職種に申込みをしてください。複数の申込みがあった場合は、最初に到達したもの以外は無効とします。
- 受験資格について虚偽の申告があった場合は、受験、採用内定及び採用が無効になることがあります。

◆次のいずれかに該当する者は受験できません。(欠格条項等)

- (1)日本の国籍を有しない者
- (2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3)白河市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 試験日時及び試験会場等

(1) 試験日時及び試験会場

区分	試験日時	試験会場(予定)
第1次試験	令和5年12月10日(日) 午前9時から午後3時40分まで	白河市役所・本庁舎
第2次試験	第1次試験の合格者を対象に実施します(日程等は別途通知)。	

※試験会場は職種及び申込人数によって決定し、受験票にてお知らせします。

(2) 結果通知

試験の結果は、合否に関わらず受験者全員に文書でお知らせします。

3. 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	出題分野等
教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式筆記試験
専門試験	民俗学、その他学芸員としての職務遂行上必要となる専門知識に関する論述式筆記試験
適性検査	職務遂行上必要な素質及び適性についての検査

※第1次試験は活字印刷による出題とします。

(2) 第2次試験

試験種目	出題分野等
口述試験	主として人物、識見等について個別面接及び集団討論による試験
論文試験	課題に対する理解力、思考力、文章構成力、表現力等についての筆記試験(800字程度)

4. 受験申込方法及び申込受付期間

(1) 申込受付期間

試験職種	申込受付期間	申込書類配付開始日
資格免許職(学芸員)	11月1日(水)～11月22日(水)	10月31日(火)

※インターネットによる申込み受付以外は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5

時15分までです。

※郵送による申込みは、受付期間最終日の消印があるものまで有効です。なお、受付期間経過後の申込みは一切受け付けません。

(2) 申込書類の請求方法

ホームページからダウンロードする場合	市公式ホームページからダウンロードしてください。 ※申込書類のデータは、配付開始日から公開します。 ※申込書類を印刷する場合は、必ずA4版の用紙(白色)を使用してください(感熱紙使用不可)。
市役所で受け取る場合	配布開始日から白河市役所総務部総務課(本庁舎3階)及び表郷庁舎、大信庁舎、東庁舎の地域振興課にて配付します。 ※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
郵送で請求する場合	封筒の表に『(職種名)試験申込書類請求』(例:「学芸員試験申込用紙請求」など)と朱書きし、切手(140円分)を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封のうえ、下記の宛先まで送付してください。 ※返送の都合上、申込み期限の7日前必着でお願いします。 <送付先> 〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1 白河市役所総務部総務課あて

(3) 受験申込方法

申込書類	受験申込書両面に必要事項を記入の上、3ヵ月以内に撮影した写真(縦40mm×横30mm。正面、無帽、上半身胸上。)を必ず貼付してください。
申込方法	インターネットの場合(電子申請) 市公式ホームページの「受験申込フォーム」から手続きしてください。 ※フォームは申込受付期間中のみ利用できます。 ※手続きの中で顔写真のアップロードが必要になります。事前にご準備のうえで手続きしてください。 ※フォームにアクセスすると注意事項が表示されますので、よく確認の上、お申込みください。
	持参の場合(紙面申請) 上記の申込書類を白河市役所総務部総務課(本庁舎3階)まで持参してください。各庁舎では受付できません。 ※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

	郵送の場合 (紙面申請)	上記の申込書類を封筒(角形2号)に入れ、宛名の左側に『(職種名)試験申込』(例「学芸員試験申込」)と朱書きし、 <u>必ず簡易書留で郵送</u> してください。 ※申込受付期間の最終日の消印まで有効 <送付先> 〒961-8602 福島県白河市八幡小路7-1 白河市役所総務部総務課あて
	受験票の送付	申込受付期間終了後に「受験票」を送付します。 受験票が届いたら、3ヵ月以内に撮影した写真(縦40mm×横30mm、正面・無帽・上半身胸上)を必ず貼付し、 <u>試験当日は忘れずに持参</u> してください。 ※受験票を忘れた場合、受験票に写真が貼付されていない場合は受験できません。 ※受験票が第1次試験日の7日前までに届かない場合は、総務課までご連絡ください。

※申込書類は必ず本人が記入してください。記載事項に不備がある場合は補正していただきますが、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

※申込書類に含まれる個人情報、本試験の目的以外には一切使用しません。

※提出された書類は、原則として返却できません。

※車椅子の使用など、受験の際に配慮が必要な方は、総務課まで個別にご相談ください。

5. 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に成績順に登載されます。

※名簿の有効期間は原則1年間

(2) 当該名簿に登載された者については、欠員の状況等に応じて順次採用されます。

(3) 採用の時期は、原則として令和6年4月1日です。

(4) 資格や免許を取得見込みとして合格した者が、必要な資格や免許を取得できなかった場合は、合格及び採用を取り消すものとします。

(5) 地方公務員法第22条第1項の規定に基づき、採用は全て条件付とし、原則として採用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。



《問い合わせ先》

白河市役所 総務部総務課人事係

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1(本庁舎3階)

電話 0248-22-1111

E-mail somu@city.shirakawa.fukushima.jp